

告 示

埼玉県告示第千八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ春日部店

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）島忠春日部下柳店

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番外

（変更後）島忠ホームズ春日部店

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十九日外

二 届出年月日

平成三十年九月二十五日

平成三十年十月九日から平成三十一年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月九日から平成三十一年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課